

～災害に備える地域のきずな～

大島町避難行動要支援者名簿のお知らせ

災害の発生に備え、大島町では介護が必要な方や障がいのある方など**要配慮者**のうち、自力で避難することが困難であり支援する家族などがない方の名簿（**避難行動要支援者名簿**）を作成します。この名簿をあらかじめ**避難支援等関係者**に提供することにより、災害が発生又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保を図るものです。

用語について

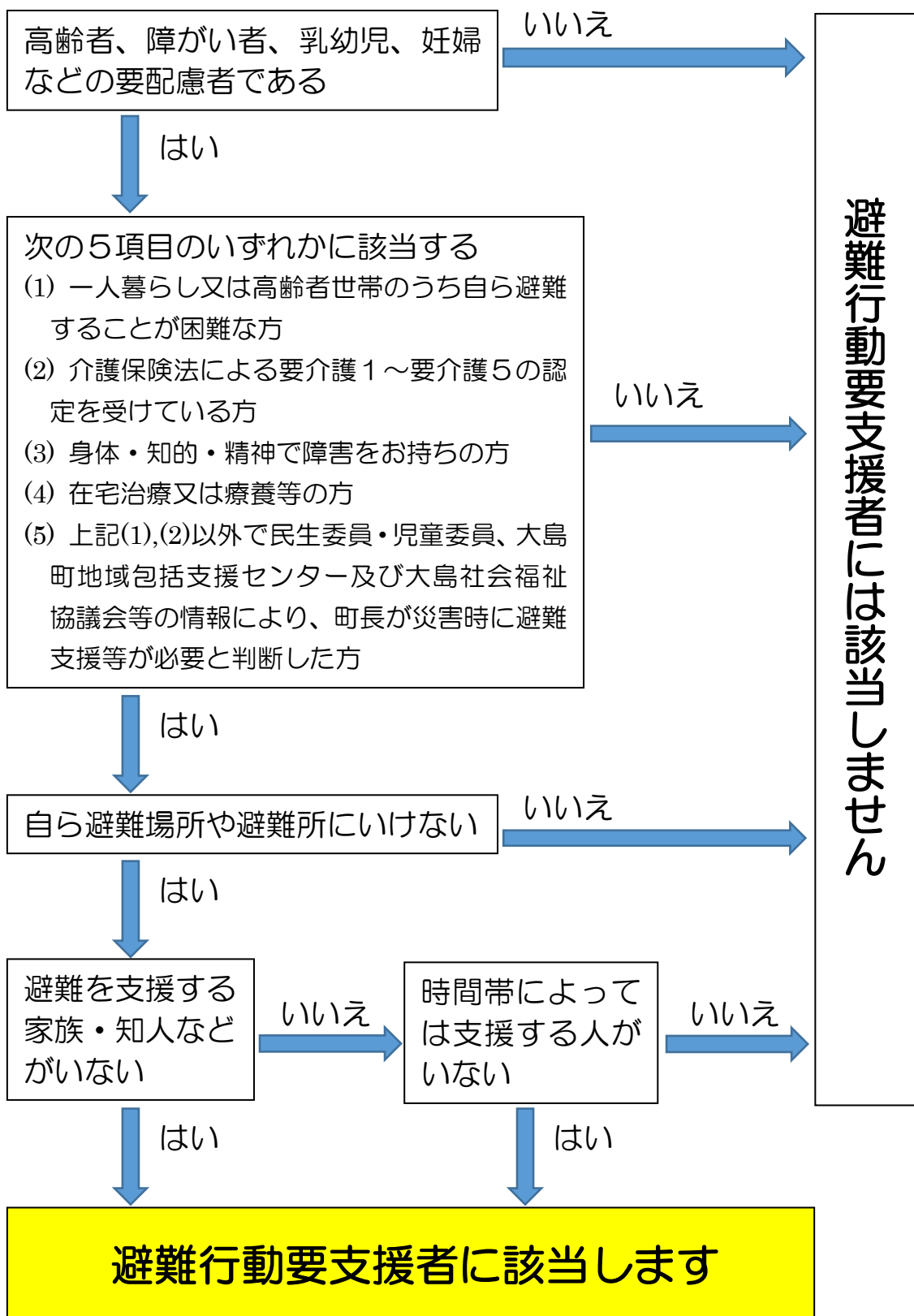
※**要配慮者**とは・・・防災施策において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する方。

※**避難行動要支援者**とは・・・要配慮者のうち、次のいずれかに該当し、なおかつ自力で避難することができない方及び避難に時間を要する方等で、支援する家族がない又は家族などの支援だけでは避難が困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。
なお、施設入所者は該当しません。

- (1) 一人暮らし又は高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な方
- (2) 介護保険法による要介護度1～5の認定を受けている方
- (3) 身体・知的・精神で障がいをお持ちの方
- (4) 在宅治療又は療養等の方
- (5) 上記(1),(2)以外で民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター及び大島社会福祉協議会等の情報により、町長が災害時に避難支援等が必要と判断した方

※**避難支援等関係者**とは・・・自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防本部及び消防団、警察署その他の避難支援等の実施に携わる関係者（近隣の住民など）。

①避難行動要支援者に該当するか、図でご確認ください。



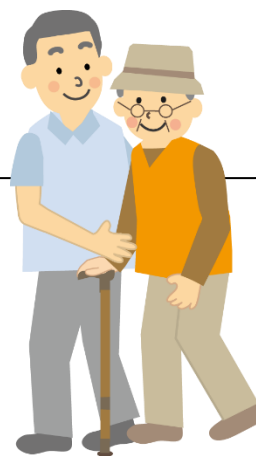
②届出書兼同意書の提出（名簿への搭載を希望する場合）

避難行動要支援者名簿に登録する際には、登録者本人もしくはご家族から同意をいただき、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号」「避難支援等を必要とする事項」などの情報を避難支援等関係者に提供します。

また、届出書には緊急連絡先と避難支援者の欄がありますので、相手方に了解を取ったうえでご記入ください。

「避難支援者」について

- 災害が発生又は発生するおそれがある場合、実際に避難行動要支援者の避難を支援してくださる近隣の方が避難支援者です。
- 避難支援者に選出された方は、町から「避難準備情報」「避難勧告・指示」が発表された場合、避難行動要支援者が避難所まで避難する支援をお願いします。
- 避難支援者は任意の協力により行なわれるものであるため、責任を伴いません。自身に危険が迫っている場合は、まず自らの安全を確保したうえで、余力がある場合に避難行動要支援者の支援をお願いします。
- 避難支援者自身が不在や被災などにより避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあります。避難行動要支援者は自分から避難支援者や避難支援等関係者に助けを求めるなど、できる範囲で自分の身は自分で守る「自助」の心がけを持ちましょう。
- 避難行動要支援者と避難支援者は、普段から声かけなどの交流を持つようお願いします。



③名簿登録の決定

届出いただいた内容をもとに町で調査を行い、避難行動要支援者名簿への登録が決定した場合、町から申出人及び避難支援者あてに登録通知書を送付します。

避難行動要支援者に該当しないと判断された場合は、登録されないことがあります。その場合も登録されない旨の通知を送付します。

個人情報について

避難支援等関係者に提供される名簿の情報は、避難行動要支援者を支援するために必要な情報であり、支援以外の目的で利用されることはありません。

避難行動要支援者の避難支援に携わる方には守秘義務があり、個人情報を適切に取り扱うことが義務付けられています。また、支援に携わる人から第三者に個人情報を提供することを禁止しています。

このたびの制度は、実際に避難したくても自力で避難できない方を地域の力で支援する制度です。大島町は自分の身は自分で守る「自助」と住民が共に助け合う「共助」を推進しています。住民の皆様には、この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

名簿の登録手続きに関して

- ・介護保険認定者や高齢者は
住民課介護保険係 電話2-1462
- ・障がい者や在宅医療の方は
福祉けんこう課福祉医療係 電話2-1471

制度に関するお問い合わせは

防災対策室防災係 電話2-0035